

# 第3期鹿児島県国保運営方針素案への意見等について

## ■パブリック・コメントにおける御意見

○ 募集期間：令和5年12月19日(火)～令和6年1月18日(木)

○ 意見件数：6件（提出者：団体1）

御意見の内容	回答・対応案
P17(4) 赤字の解消・削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組	
<p>1 赤字解消策は、支出を削減するか、収入を増やすかに限られる。市町村のみに財政責任があるかのような記載となっているが、財政運営の責任主体である県の財政負担責任の在り方も記載すべき。</p>	<p>国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金などにより賄うことにより、国保特別会計の収支が均衡していることが重要であるため、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用については、計画的・段階的に解消を図ることとしています。</p> <p>素案には、県全体の赤字の解消目標年次や赤字が発生した場合の対応のほか、市町村が行う健全化計画策定に当たり、県が随時、技術的助言を行うことなどを記載しているところです。</p> <p>県においては、国民健康保険の財政基盤の確立が図られ、安定的な財政運営が行えるよう、国に対し、財政支援を充実・強化するよう要望しているところです。</p>
P20(1)①ア 保険料（税）水準の統一	
<p>2 保険料水準の統一は、P4の(2)の世帯の状況を見ても保険料統一のスケールメリットが働くとは思えないため、反対。現行の各市町村の算定のままで良い。</p>	<p>国民健康保険は、少子高齢化に伴う現役世代の減少や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大により、従来の市町村単位の国保運営では、保険料（税）負担の急増や赤字（法定外繰入等）の拡大・恒常化など、保険財政基盤の更なる脆弱化が懸念されます。</p> <p>このため、本県国保財政の更なる安定化を図る観点から、保険料（税）水準を統一し、市町村内の住民相互のみならず市町村間（県全体）で支え合う体制づくりを進める必要があることを、市町村との協議を踏まえて素案に記載しているところです。</p>
<p>3 医療費水準の地域格差をはじめとする様々な課題が堆積されている状況とあるが、様々な課題については、具体的に記載すべきである。保険料水準の統一化は、課題解消が前提である。</p>	<p>保険料（税）水準の統一を進めるにあたっては、医療費水準の地域格差のほか、赤字の解消や収納率の向上等が課題であると認識しています。これらの課題については、素案において関連する項目に記載しているところです。</p> <p>保険料（税）水準の統一については、様々な課題を県と市町村で共有し、課題に対しどのように取り組むかを協議しながら進めることとしています。</p>
P20(1)①イ 高額医療費の共同負担	
<p>4 医療提供体制において、いちき串木野市は鹿児島医療圏に属するが、実体は川薩医療圏の医療体制に依存している。又、十島村・三島村の鹿児島郡も鹿児島医療圏に属しているが、入院医療が十分に担保されているとは言い難く、現行医療提供体制のままでの二次医療圏ごとの統一は無理がある。</p> <p>また同ページの「保険料（税）水準の統一」では、市町村単位を強調されているが、イでは、二次医療圏とされており、整合性がない。高額医療費については、二次医療圏単位ではなく、県単位とすべき。</p>	<p>保険料（税）水準の統一については、P20の2（1）①アに記載しているとおり、最終的には同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料（税）となる「完全統一」を目指すこととしています。</p> <p>が、段階的な取組として、令和9年度から納付金算定において二次医療圏ごとの医療費指数を使用することとしています。</p> <p>このため、同ページのイの高額医療費の共同負担についても、令和9年度から二次医療圏ごとに共同負担を行うこととしています。</p>

# 第3期鹿児島県国保運営方針素案への意見等について

## ■パブリック・コメントにおける御意見

- 募集期間：令和5年12月19日(火)～令和6年1月18日(木)
- 意見件数：6件（提出者：団体1）

御意見の内容	回答・対応案
<b>P42(9) 医療費適正化計画との整合</b>	
<p>5</p> <p>医療費適正化計画との整合性を図るとあるが、具体的内容を記載すべき。 鹿児島県の医療費が高い要因として病床数を指摘されるが、地域医療構想との整合性や方向性を具体的に記載すべきである。</p>	<p>国保運営方針の策定にあたっては、「医療費適正化計画」に定める特定健康診査等の実施率向上に向けた広報活動や普及啓発について「第VI章2 医療費適正化に向けた取組強化」に、高齢者の疾病・介護予防の推進を目的とする高齢者の保健事業と介護予防の一体化に係る取組について「第VIII章保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携」に記載したほか、メタボリックシンドローム対策の目標値についても当該計画と整合性をとり設定しております。 なお、医療費の動向と将来の見通しにおける入院医療費の推計は、地域医療構想の性年齢階級別・病床機能別の医療需要を踏まえて算出しているところです。</p>
<b>P47(2) 県、市町村、県国保連合会との協議・検討</b>	
<p>6</p> <p>連携会議及び財政部会、事務効率化等部会、医療費適正化部会等を開催するとされているが、それらの会議で使用された資料、議事録はすべて公開し、県民誰もが関心が持てるようすべきである。</p>	<p>連携会議及び検討部会における協議については、担当者、実務者による意思決定過程における協議であることから、ホームページ等での公開は行っていないところです。国保事業の重要事項については、国保運営協議会において審議し、資料及び議事録を県ホームページで公開して周知しているところです。</p>